



マイナンバーカードの  
窓口延長

10月第4金曜日夜間と土曜  
日午前にマイナンバーカード  
窓口を開設します。  
**窓口延長日及び時間**  
10月25日(金)  
17時15分～19時30分  
10月26日(土) 9時～12時  
**持ち物**

・郵送された個人番号カード  
交付通知書(交付の方のみ)  
・マイナンバー通知カード  
・本人確認書類(免許証等、  
顔写真付きのものは1点  
保険証等は2点)

**窓口の場所**  
市役所(東本郷庁舎1階)  
市民保健課市民係(窓口②)  
予約専用ダイヤル  
**問合せ先**  
市民保健課市民係  
〒055-1551  
(東本郷庁舎窓口②) ☎02215

	改正前	改正後
<b>所得制限</b>	制限1: 特例給付 ※受給者の年収が一定の年収以上の場合 制限2: 支給なし ※受給者の年収が制限1以上の年収の場合	所得制限なし(一律支給)
<b>支給対象児童</b>	15歳に達した最初の年度末まで	18歳に達した最初の年度末まで
<b>手当月額</b>	【3歳未満】一律15,000円 【3歳～小学生】第1・2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円 【中学生】一律10,000円 【特例給付】一律5,000円	【3歳未満】第1・2子: 15,000円 第3子以降: 30,000円 【3歳～高校生】第1・2子: 10,000円 第3子以降: 30,000円
<b>多子加算のカウント方法</b>	18歳に達した最初の年度末までの子を含める	22歳に達した最初の年度末までの子を含める (親等に経済的負担等がある場合に限る)
<b>支払回数</b>	年3回 6月、10月、2月 各前月までの4ヵ月分を支給	年6回 偶数月 各前月までの2ヵ月分を支給

**10月の納税**  
納期は10月31日(木)  
市・県民税 3期  
国民健康保険税 6期  
後期高齢者医療保険料 3期  
介護保険料 4期  
※納期内に納めましょう  
※納税は便利な口座振替で

令和6年10月分から  
児童手当制度が変わります

**主な改正内容**  
・所得制限の撤廃  
・支給対象期間を高校生年代まで延長  
・多子加算(第3子以降)の増額および算定対象の拡充  
・支給月が年6回(偶数月)に変更  
**申請が必要な方**  
・所得上限額以上のため、現在児童手当を受給していない方や、これまで申請をされた事がない方  
・中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方  
・大学生年代の子を含めて3人以上の子を養育している方  
**※申請者(父母等)のうち所得が高い方**が市外に住民登録している場合、住民登録地に申請してください。  
**※公務員の方は勤務先で申請してください。** 独立行政法人にお勤めなど、公務員であつても勤務先から児童手当が支給されない場合は、市に申請してください。  
**申請について**  
10月31日までの申請は、審査後、12月に支給予定です。  
書類不備や申請時期等に

よつて12月に支給できない可能性があります。  
最終期限である令和7年3月31日までの申請分は、審査後、原則2か月後の最初の偶数月の支給日に、令和6年10月分からの手当をまとめて支給予定です。最終期限を過ぎた場合は遡及しての支給はできません。  
**申請が不要な方**  
現在、児童手当を受給しており、中学生以下の子を養育している方  
**問合せ先**  
福祉事務所社会福祉係  
(東本郷庁舎窓口⑥) ☎02216  
**献血のご協力をお願いします**  
**日時(受付時間)**  
10月10日(木)  
①10時30分～12時  
②13時30分～16時  
**場所**  
①下田警察署  
②静岡県下田総合庁舎  
**その他**  
都合により、日時等が変更になる場合には、市民メールにてお知らせします。  
**問合せ先**  
福祉事務所社会福祉係  
(東本郷庁舎窓口⑥) ☎02216

下田おもてなしプログラム  
参加者募集

市及び観光協会では、「下田の観光」について知ってもらうため、「下田おもてなしプログラム」を開催します。市内観光施設を実際に見学し、知っているようで知らない下田の魅力を再認識して、訪れた方に紹介できるような研修となっています。  
**日時**  
10月25日(金) 8時30分集合(17時15分頃までを予定)  
**場所**  
道の駅開国下田みなと4階会議室2  
**内容**  
講話及び市内観光施設等見学となります。  
(見学場所は変更になる可能性があります。)  
**参加費** 無料  
※昼食は各自負担。ガイドマップ加算店をご利用ください。  
**募集人数** 15人(事前予約制)  
※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。  
**申込期限** 10月16日(水)  
**申込・問合せ先**  
観光交流課観光企画係  
(河内庁舎2階) ☎023913

水道管漏水調査のお知らせ

10月中旬から12月中旬にかけて**東本郷、西本郷、中、高馬地区**にて水道管の漏水調査を行います。

市より委託を受けた調査会社が、戸別に訪問し、漏水調査を行います。又、夜間、道路に埋設された水道管の路面音聴調査等を行います。  
調査員は市の腕章と身分証明書を持参しております。  
**問合せ先**  
上下水道課工務係  
(落合浄水場) ☎021200

サポステ個別就労相談

**対象** 15歳～49歳で無職の人  
**日時**  
11月11日(月)、1月20日(月) 10時30分～16時  
**場所** ハローワーク下田  
**参加費** 無料  
**内容**  
就職活動についての相談やセミナー、適職診断等を行い、個別に就職を応援します。申込は不要です。直接会場へ。  
**問合せ先**  
しずおか東部  
若者サポートステーション  
☎055-94316641

山林で作業や  
ハイキングをされる方へ

今年度の県内における狩猟期間は次のとおりです。  
**イノシシ及びニホンジカ**  
11月1日(金)～3月15日(土)  
**その他の狩猟鳥獣**  
11月15日(金)～2月15日(土)

この期間中、「わな」「猟銃」「網」を使用した狩猟が行われます。山林に入られる方は、次のことに留意ください。  
・狩猟者が視認しやすいよう、目立つ色の服装を心がけてください。ただし、**白色はシカのお尻と同色のため、狩猟者に誤認され危険です。** ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯したり、声を出して歩くなど、周囲に知らせるような心がけてください。  
・獣道には「わな」が設置されている場合がありますので、山道から奥には入らないようにしてください。  
・「わな」の設置場所付近には、設置者の氏名等が記載された標識があります。近づかないでください。

出張がよろず相談

11月7日(木) 13時～16時  
**場所** 市役所河内庁舎  
**対象**  
原則、賀茂郡の住民で、がんに関する相談を希望される方  
**内容**  
医師等によるがんに関する疑問や不安、悩みの相談  
**申込方法(先着4組)**  
左記予約専用ダイヤルへの電話  
☎055-989-5392

**職場で悩みはありませんか?**  
トラブルを解決するため、労働相談をお受けするとともに、弁護士相談や県労働委員会のあつせん制度を紹介します。  
**場所**  
静岡県東部県民生活センター  
月～金 9時～12時、13時～16時  
**相談料** 無料(秘密厳守)  
**問合せ先**  
静岡県東部県民生活センター  
中小企業労働相談所  
☎055-951-9144

無料相談会実施のお知らせ

10月18日(金) 10時～15時  
**場所**  
道の駅開国下田みなと4階会議室1  
**内容**  
行政関係に提出する書類、遺産分割協議、農地転用、車両関係登録、外国人に関する手続き等  
**問合せ先**  
行政書士 野口 弘宣  
☎01446

遺言・相続講演会&相談会

遺言・相続に関する相談  
学びませんか?  
**内容**  
①遺言・自筆証書遺言書保管制度に関する講演  
②相続・遺言に関する相談  
**日程** 11月15日(金)  
講演会 13時～15時(定員20名)  
相談会 15時15分～17時15分(定員8組)  
**場所**  
静岡地方方法務局下田支局3階  
**参加費** 無料(事前予約制)  
**申込期間**  
10月15日(火)～11月8日(金)  
**申込・問合せ先**  
静岡地方方法務局下田支局  
☎0534

法律問題の解決に困ったら、  
独りで悩まずに弁護士へご相談ください。

**下田ひまわり基金法律事務所**  
弁護士 三森 祐二郎  
下田市東本郷2丁目9番15号  
伊豆新聞社ビル3階  
TEL: 0558-25-2131  
まずは、お電話でご相談の予約をお願いします。

(広告)